

神川町障害者活躍推進計画

機関名	神川町
任命権者	神川町長
計画期間	令和2年度～令和6年度（5年間）
障害者雇用に関する課題	<p>令和元年度における法定雇用率2.5%は満たしていないが、令和2年度では達成する見込みとなっている。</p> <p>また、令和3年4月には、地方自治体の法定雇用率は2.6%に引き上げとなる予定である。そのため、令和3年度以降に法定雇用率を満たせない状況であれば、障害者の積極的な採用を実施する必要がある。</p> <p>本計画のもと、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが重要である。</p>
目 標	
① 採用に関する目標	<p>各年度において、6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。</p> <p>（評価方法）</p> <p>毎年度の任免状況通報により把握を行う。</p>
② 定着に関する目標	<p>障害のある職員が持つ能力・意欲を最大限発揮していくために、安心して勤務できる環境づくり等を通じて、職場定着を行うものとする。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
組織・人材面	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口を総務課内に設定する。 ○組織内の人的サポート体制は、障害のある職員が配置された所属長を中心として、組織外の関係機関と連携体制を構築し、各種相談に応じるとともに関係者間において情報を共有する。

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定等	
<p>○現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び配置について検討する。</p> <p>○所属長との人事評価面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p>	
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
①職務環境	<p>○障害者である職員に対しては、相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際に必要な配慮等の有無を把握するとともに、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○時間単位の年次有給休暇や病気休暇など各種休暇の利用を促進する。</p>
②募集・採用	<p>○募集、採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
③その他の人事管理	<p>○必要に応じて随時面談などを実施しながら、状況把握及び体調配慮を行う。</p> <p>○疾病や負傷等により障害者となった職員については、本人の希望等を踏まえ、円滑な職場復帰のための職務や課所の選定を行う。</p>
4. その他	
<p>○「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>	